

業務指示書

キューバ国再生可能エネルギー導入にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月15日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：再生可能エネルギー導入にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○)業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電力開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力開発計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 再生可能エネルギー導入】

- 1) 類似業務の経験：再生可能エネルギー導入にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統安定化】

- 1) 類似業務の経験：系統安定化にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月24日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(CUP1 = 4.94 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電力開発計画
再生可能エネルギー導入
系統安定化

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.24 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月14日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

キューバ国再生可能エネルギー導入にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電力開発計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：再生可能エネルギー導入	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：系統安定化	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

1. 調査の背景

キューバの電化率は99%に達しており、また設備容量もピーク需要の約3,200MWに対し約5,500MWを備え、他の中南米諸国と比しても電力インフラの整備状況は高い水準にある。しかしながら、その発電電力量の構成をみると5.2%の再生可能エネルギー（バイオマス4.5%、風力0.1%、水力0.5%、太陽光0.1%）を除き、94.8%はディーゼルエンジン発電も含めた火力発電が太宗を占めている（出典：キューバ国「電力セクターにおける情報収集・確認調査」）。キューバは産油国（原油：2.5百万t/日、随伴ガス：0.8百万t、2015年）であるものの、発電における石油燃料の38%（2013年）を輸入に依存しているため、発電コストは21.1セント/kWhであり、エネルギーの安全保障上のリスクを抱えている。またキューバ政府は2030年のピーク需要を約4,700MWと予測しており、同年までに総設備容量を約7,600MWまで増強する計画である。そこでキューバ政府は、2006年に「キューバエネルギー革命」を策定し、省エネルギー、国内送電網の整備、分散型小規模発電による国内全土への電力供給、再生可能エネルギーに係る新技術の導入、国内の原油および天然ガスの採掘・生産の向上、国際社会との協力等に注力している。更に2014年には、高価な火力発電、特にディーゼル発電の割合を減らしつつ、再生可能エネルギーの発電電力量における割合を2030年までに24%に引き上げること等を目標とした、再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化促進政策を策定・実施している。キューバ政府としては、今後も同政策の実現に注力していく一方、科学技術の進歩や燃料価格の変動があれば、適時にエネルギー政策の見直しを行い、電気料金の削減や環境影響の改善等に繋げることが重要と考えている。同国からは既に、我が国に対し①青年の島の再生エネルギー導入マスタープラン（エネルギーのベストミックス検証等）策定②本島における再生可能エネルギーポテンシャル確認③本島火力発電設備の更新及び新設計画の策定④既存火力発電設備の燃焼高効率化及び環境汚染対策や発電所及び変電所、送配電設備の塩害、ハリケーンに係るアドバイスの要請が出されている。しかしながら、同協力の詳細計画を策定するに足る情報が得られておらず、実施の前提となる情報を収集・分析する必要がある。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的

以下の活動を通して、キューバ国青年の島における再生可能エネルギー導入計画案を提示すると共に、本島火力発電設備の更新及び新設計画の策定の前提となる情報収集を実施する。

(2) 期待される成果

- 1) キューバ国青年の島における再生可能エネルギー導入計画策定に係る情報収集と同計画案の提案
- 2) 本島火力発電設備の更新・新設にかかるキューバ側のニーズの確認と妥当性の検討
- 3) 本島火力発電設備の燃焼高効率化及び環境汚染対策への提言を行う。また、既存火力設備及び変電所、送配電設備の塩害・ハリケーン対策にかかる課題の確認とアドバイス
- 4) 計2回の招へい事業

(3) 対象地域

キューバ国本島及び青年の島

(4) 実施機関（電力公社）

キューバ電力連合（Unión Eléctrica de Cuba、以下「UNE」）

(5) 調査期間：2017年4月～2018年3月

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

キューバ国「電力セクターにおける情報収集・確認調査」

3. 業務の範囲

「2. (1) 調査の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 本島における既存火力発電所更新にかかるニーズ

本島における既存火力発電所更新にかかる要請については、要請時点では支援対象候補であった既存発電設備の更新事業をキューバ政府は自己資金にて実施する計画との情報を2016年12月に入手、今回調査にて既存発電設備の診断業務を行うことの妥当性が不明確となっている。

上記を受け、今回調査においては、先方政府による最新の要請内容の確認を行うとともに、本島における既存火力発電所については、先方政府との協議並びに目視及び既存データ分析を通じた更新／新設ニーズの確認にとどめ、具体的な発電設備診断業務は行わないこととする。

ただし、調査の結果、その必要性が再度認められれば契約変更により「設備

診断」の団員を追加することで対応予定。

(2) 米国の対キューバ経済制裁法に関する調査

機材供与型の案件を実施する場合、国際弁護士による米国の対キューバ経済制裁法に関する調査が必要である。本調査においては、6. (7) の検討にあたり青年の島への再生可能エネルギー導入計画に基づく機材供与や本島での火力発電所新設・改修支援する場合を想定し、同法により生じる案件実施上の課題を確認し対応案を提示する。なお、国際弁護士については JICA が紹介することも可能である。これら検討業務については再委託を想定するが、その費用は 700 万円として積算すること。

5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「5. 実施方針及び留意事項」及び「第 3 業務実施上の条件」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。

(1) 青年の島における再生可能エネルギー導入計画の提案：

キューバ青年の島における再生可能エネルギー導入計画を提案する。目標年は 2030 年とするが、調査中にキューバ側との調整の上確定するものとする。また、同計画に応じた日本の支援策について提案を行う。なお、同計画に含めるべき観点は以下の通りとするが、キューバ側からデータを得られない場合は、対象外とする。

①キューバ国電力セクターをめぐる現状のレビュー及び分析：

- a. 社会経済状況
- b. 一次エネルギーの需給状況
- b. 組織体制（財務分析を含む）、法制度、規制枠組み、電気料金、その他政策
- c. 電力需給状況（日負荷曲線の分析を含む）
- d. 他ドナーの協力の実施状況

②青年の島の系統運用状況及び課題の確認：

- a. 既存のディーゼル発電機及び送配電網の運用状況
- b. 計画中のディーゼル発電機及び送配電網に係る情報
- c. 発電所の運転記録
- d. 再生可能エネルギーに係る情報（運用状況、導入目標、導入計画等）

e. 蓄電池等、系統安定化に係る情報（導入実績や計画等）

f. 青年の島における需要予想及び開発計画

③青年の島の各種再生可能エネルギーポテンシャルに係る情報収集：

風況や日射量、バガス供給可能量に関して既存情報の収集を行う。また、水力については既存情報を収集の上、おおよそのポテンシャルの推定と再生可能エネルギー導入計画案への反映を検討する。

④再生可能エネルギー限界導入量の検討：

系統周波数に影響を及ぼさないための短周期制約、ディーゼル発電機の最低出力範囲から導出される長周期制約の両面から再生可能エネルギーの限界導入量について検討を実施する。尚、再生可能エネルギーの限界導入量を検討する際は、送配電網の整備条件や経済面からの検討も行うこと。

⑤再生可能エネルギー導入容量を高めるための手法及び系統安定化の検討：

ディーゼル発電機の低負荷領域での運転、エンジンガバナの調停率改良、DEG改造による負荷周波数制御（Load Frequency Control、以下「LFC」）調整容量の拡充、ポンプ設備などを活用したデマンドサイドマネジメント、EMS及び蓄電池の導入などを提案すること。その際には、運用により期待される費用対効果を併せて記載すること。

⑥環境社会配慮

⑦再生可能エネルギーの導入計画策定：

上記①～⑥に加え、経済性、維持管理の観点から複数案について比較検討を行い、再生可能エネルギー導入計画を提案する。

(2) 本島火力発電設備の更新・新設にかかるニーズの確認と妥当性の検討

5. (1) の通り、本島における既存火力発電所更新にかかる設備診断について、要請時点では支援対象候補であった既存発電設備の更新事業をキューバ政府は自己資金にて実施する計画との情報を2016年12月に入手、今回調査にて既存発電設備の診断業務を行うことの妥当性が不明確となったため、先方政府による最新の要請内容の確認と妥当性の検討を行う。

(3) 本島火力発電の燃焼高効率化及び環境汚染対策への提言を行う。また、既存火力設備及び変配電設備の塩害・ハリケーン対策にかかる課題の確認と改善に向けた提言を行う。

(4) 本邦研招へい

本プロジェクトでは、本邦研修を通して先方のキーパーソンに日本の島嶼地域での離島マイクログリッドの運用状況及び系統安定化に係る技術を紹介する。

招へいは計2回(第1回:局長級以上対象、5名以内、第2次現地調査後を想定。第2回:技術担当者(課長級)対象、10名程度、時期未定)、2週間程度を予定しており、先方より約15名が参加予定である。

技術者に対する招へいは、日本の島嶼地域でのディーゼル発電機の高効率利用、離島マイクログリッドの運用技術を紹介出来るよう、視察先及び想定される受入先(現時点での内諾取付は不要)をプロポーザルにて提案すること。

なお、大まかな時期・規模感は上記のとおりであるが、調査内容等に鑑み、より適切な時期・規模をコンサルタントの提案に基づき設定することを妨げるものではない。

コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。業務実施契約に含まれる直接経費は、一律150万円として積算に含めること。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 技術担当者招へい(課長級)のカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程/行程の詳細(案)を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を西文で作成する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援

被招へい者への来日前の説明は、JICAが行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程/行程(案)について、説明を補佐するものとする。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程/行程(案)に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出

(5) 現地セミナーの開催

本業務で支援した再生可能エネルギー導入計画のキューバ国内における承認を円滑に進めるために、関係機関に対する理解を促進する。具体的には、本プロジェクトの成果をキューバ関係者に共有する為のセミナーをハバナにて開催する。本セミナーは、ドラフトファイナルレポートの提出時に、50名程度の参加者で実施することを想定している。会場代等現地セミナーの開催に必要な経費は、積算に含めること。また、セミナーの詳細な内容については、事前に機構本部およびキューバ事務所とよく検討を行うこと。

(6) 調査の成果の取り纏めについて

(1) で提案された再生可能エネルギー導入計画を実行していくにあたり、JICA と協議のうえ上記検討結果を踏まえ、JICA の同国に対する今後の具体的な支援方法を検討する。なお、後段案件となる予定の「電力マスタープラン策定プロジェクト」（2016年度要請案件。採択待ち）の要請内容は

- ① 青年の島の再生エネルギー導入計画策定
- ② 本島における再生可能エネルギーポテンシャル確認
- ③ 本島火力発電設備の更新及び新設計画の策定
- ④ 既存火力発電所設備の燃焼効率高効率化、環境汚染対策や発電所及び変電所の塩害、ハリケーンに係るアドバイス。

であり、上記要請内容に沿う形で、JICA の今後の具体的な支援方策案を提案すること。具体的な取り纏めの方法については、プロポーザルにて提案を行うこと。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：第1次現地調査前

部 数：和文5部

西文15部（簡易製本）、データをJICA送付

2) インテリムレポート

記載事項：第2次現地調査の結果まで

提出時期：第2次現地調査終了から2か月後

部数：和文5部

英文15部（簡易製本）、データをJICA送付

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：最終現地調査前

部数：和文5部

英文15部（簡易製本）、データをJICA本部に送付。

尚、ドラフトファイナルレポートへの先方政府からのコメントは提出後1か月以内に受領すること。

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2018年2月末

部数：

a 西文（製本版）20部（うち先方機関へ15部）

西文（CD-R）10部（うち先方機関5部）

b 和文（製本版）5部

和文（CD-R）5部

5) 収集資料

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：1部

(2) ファイナルレポートの印刷及び電子化の仕様報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポートについては、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。ただし、現地にて作成することから条件を満たすことが困難である場合にはこの限りでない。

(3) その他の報告書類

1) 現地調査報告書

記載事項：各現地調査結果の概要（Word, Power Point 可）

提出時期：各現地調査終了後速やかに

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、機構が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

1. 調査工程（想定）

調査は2017年4月より開始し、2018年3月の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として以下を想定している。但し、調査の実施状況により必要と判断されれば、機構及びキューバ国側関係者と協議の上で変更することがある。

第1次現地調査：2017年4月上旬

第2次現地調査：2017年6月下旬～7月上旬

第3次現地調査：2017年10月下旬

第4次現地調査：2017年12月頃

ファイナルレポート提出：2018年2月末

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約 29.67M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載された格付目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- 1) 総括/電力開発計画(2号)
- 2) 再生可能エネルギー導入(3号)
- 3) 系統安定化(3号)
- 4) ディーゼル運用
- 5) 火力発電開発
- 6) 火力発電所運営
- 7) 送配電設備運営
- 8) 変電設備運営
- 9) 水力ポテンシャル
- 10) 経済財務分析/業務調整
- 11) 環境社会配慮

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

キューバ国「電力セクターにおける情報収集・確認調査」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025921.html>)

4. 現地再委託

なし。

5. その他の留意事項

(1) 関係者との連絡

先方関係機関、在キューバ日本大使館、JICA キューバ事務所及び機構産業開発・公共政策部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

(2) カウンターパートの出張旅費

カウンターパートの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のカウンターパート機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、必要に応じ契約変更をすることで、次の条件により当該経費をカウンターパートに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- a. プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- b. 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- c. 当機構が事前に承認していること
- d. カウンターパート機関からの申請書を取り付けていること

(3) 安全対策について

現地作業中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在キューバ日本国大使館、JICA キューバ事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。